



令和8年度中央区消費生活相談員募集要項

1 職務内容

- (1) 消費生活に関する相談業務 (PIO-NET 端末機への入力業務を含む。)
- (2) 消費者保護に係る知識・情報の普及啓発 (出前講座、パンフレット等の発行等)

2 応募資格

次のいずれかの資格を現に有しております、パソコンの操作 (Word の文章作成、Excel の簡単な表計算程度) ができる者。

- (1) 「消費生活相談員」 (国家資格)
- (2) 独立行政法人国民生活センターが認定する「消費生活専門相談員」
- (3) 一般財団法人日本産業協会が認定する「消費生活アドバイザー」
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が認定する「消費生活コンサルタント」

※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

○地方公務員法 (欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 採用予定人数

1人

4 任用

会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づく非常勤職員。) として、地方公務員法上の服務に関する規定、条件付採用などが適用されます。

5 勤務形態・勤務条件

- (1) 勤務日数 月16日
- (2) 勤務日 月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始を除く。)
- (3) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで (休憩60分) ※時間外勤務あり
- (4) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務状況により更新あり
- (5) 勤務場所 中央区消費生活センター(東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所1階)

- (6) 給与 報酬：月額252,730円（令和7年度報酬額）
※通勤に係る費用は別途支給（上限 55,000円）※期末・勤勉手当支給あり
- (7) 社会保険 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険加入
(毎月の報酬から控除)
- (8) 年次有給休暇 年10日（初年度）※夏季休暇・慶弔休暇などの休暇制度あり
- (9) 非常配備体制 災害発生時等においては、非常配備態勢職員として勤務場所の常勤職員と連携し、勤務時間内外を問わず災害応急対応等に従事することを命ずる場合があります。

6 応募方法

(1) 提出書類

- ①「中央区消費生活相談員（会計年度任用職員）採用選考申込書」
②上記①から④までの資格を証する書類等の写し

(2) 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送してください。

①持参 【受付時間】月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで
(祝日・年末年始を除く。)

②郵送 封筒に「採用選考申込」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。
簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。

※提出された応募書類は、返却できません。

※個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理するとともに、採用選考の用途に限り使用します。

(3) 提出期限

令和8年1月8日（木）午後5時まで（必着）

7 選考

(1) 一次選考

書類選考を行い、一次選考の結果を通知します。

(2) 二次選考

一次選考合格者を対象に、二次選考として面接を行います。面接は、令和8年1月23日（金）を予定しています。（応募者数等によって日程を変更する場合があります。）

(3) 最終合格発表

令和8年2月上旬を予定しています。（合否にかかわらず、二次選考対象者全員に通知します。）

8 提出先及び問い合わせ先

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区消費生活センター

担当：櫻井・森本 電話：03-3546-5332